

# (写)

事務連絡  
令和5年5月30日

各都道府県教育委員会教科書事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

## 化学物質過敏症の児童生徒に対する教科書「対応本」の作成・配布について

学校教育上重要な役割を果たしている教科書を使うことで、体調が悪化するという化学物質過敏症の児童生徒の事例が報告されています。

文部科学省においては、これらの児童生徒が安心して授業を受けられるよう、令和5年度も一般社団法人教科書協会に業務を委託し、求めに応じて「対応本」を配付しており、既に令和5年1月13日付け事務連絡により令和5年度前期・通年用を使用する対応本作成・配布の希望調査を行っているところです。

については、このことについて域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会、国立、公立及び私立（株式会社立を含む。）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校へ周知していただき、令和5年度後期用を使用する対応本作成・配布の希望がある学校においては、学校長を通じて一般社団法人教科書協会までお申込みください。なお、令和5年度前期・通年用の追加の対応本作成・配布の希望がある場合は、同様にお申込みください。

また、当該事業は予算事業であり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づく無償措置とは別になります。義務教育諸学校にあつては、別途、教科用図書の無償給与手続を遺漏なく行われますよう、お願いします。

対応本の種類及び申込み方法は以下のとおりです。

### 【対応本の種類】

- ①天日干し(化学物質放散効果)
- ②全ページコピー(カラー又は白黒)
- ③消臭紙で教科書にカバーをかける

### 【申込み方法】

1. 一般社団法人教科書協会のホームページ (<http://www.textbook.or.jp/>) から依頼書をダウンロードする。
  2. 依頼書に必要事項を記入し、教科書協会に送付する。
- ※本事業は文部科学省ホームページにおいても掲載しています。  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1356273.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1356273.htm))

### 【留意事項】

1. ①の天日干しは、教科書を学校又は家庭で1か月程度天日干しする必要がある。  
(そのための早期給与の手配は教科書協会が行う)  
但し、天日干しの対応については、令和5年度前期・通年用教科書が既に給与されていることから、小学校の後期用教科書のみ該当する。
2. ②は該当教科書の発行者が作成し、教科書協会がとりまとめて送付する。通常、申込みから3～4週間程度を要する。
3. ③は、教科書協会から消臭紙を送付する。

「対応本」にかかる照会先：一般社団法人教科書協会事務局

TEL 03(5606)9781 FAX 03(5606)3086

(担当)

初等中等教育局教科書課無償給与係

電話：03-6734-2411